

大阪市告示第258号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年3月17日（月）	午前9時から
	令和7年3月24日（月）	午後5時まで
	令和7年3月31日（月）	午前7時から 午後5時まで
南港中央庭球場	令和7年3月17日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年3月24日（月）	
	令和7年3月31日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年3月26日（水）から 同月30日（日）まで	午前7時から 午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）